

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	十島村
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方について、十島村は、小規模有人7島を有しており、民間事業者が運営できるような加入世帯数が見込めない地域であり、IRUによるブロードバンドの提供を実現(100%)できない。</p> <p>「基盤整備の考え方(90%→100%)」の「(2)基盤整備の方法」において、民間事業者にIRUに基づき貸し出すことでブロードバンドの提供を実現する公設民営方式を推奨していますが、IRUによりブロードバンドの提供を実現するには、民間事業者の事業判断(既存の中継ケーブル所持の有無等)が必要であり、民間事業者が決定権をもっているものと考えられ、実質上、自治体側には決定権はありません。</p> <p>政府がIRUによるブロードバンドの提供を推進するのであれば、自治体側に決定権を持たしたうえで、自治体・民間事業者の両者に経済的負担を負わずことなく、政府の経済的支援を前提として民間事業者が事業判断できるようにすべきであると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>十島村は、多数の小規模離島が行政区域内に存在しており、役場は海上200キロを挟んだ鹿児島県本土にあります。</p> <p>現在、イントラネット基盤が整備されましたが、島間の通信には海底ケーブル等が不可欠であり、その運用に多額の費用を要しています。</p> <p>陸上の両端では、超高速通信網を整備しても海底ケーブル部分については、要する費用及びケーブルが各地域の供給に必要とする帯域の関係から、十分なトラフィックを確保できません。</p> <p>全国民を対象にユビキタスネット社会を構築するのであれば、情報通信網についても国道と同様に、基幹回線は政府所管とし、既存の民間事業者の維持管理費をユニバーサルサービスのような仕組みで吸い上げ、一元的な管理をすることによるコストダウンは図れないのでしょうか。</p>